

1 竹の内産廃処分場の概要

(1) 最終処分場の概要

- ① 所在地: 村田町大字沼辺字竹の内13他
- ② 種類: 安定型産業廃棄物最終処分場
- ③ 設置届出: 平成2年8月6日
- ④ 処理能力(最終): 埋立面積 6.74ha, 埋立容量 35万4千m³
- ⑤ 推定埋立量: 埋立面積 8.76ha, 埋立容量 102万8千m³
- ⑥ 埋立終了届出: 平成13年5月23日



A 処理基準に違反した埋立処分

- 許可容量・区域を超えた埋立
- 許可外の廃棄物の埋立

B 生活環境保全上の支障

- 有害ガス及びその悪臭による日常生活への影響
- 有害物質の拡散による地下水汚染(耕作地への影響)のおそれ

C 事業者等へ措置命令

- 生活環境保全上の支障除去のため措置命令を发出 (平成14年度以降15回发出)

D 県が行政代執行へ

- 措置命令が履行されたのは最初の1回のみで、2回目以降は県が行政代執行

2 特定支障除去等事業実施計画の概要

- ◎ 特措法に基づく実施計画を策定し、平成19年3月に環境大臣の同意を取得 ⇒ 平成25年3月に変更同意
- (1) 計画期間 H19年度～H33年度 (*当初はH24年度までとしたが、計画変更によりH33年度まで期間延長)
- (2) 計画の目標
 - ① 悪臭による日常生活への支障のおそれの除去
 - ② 有害物質拡散による耕作地の農作物被害の防止
 - ③ 将来の汚染拡散のリスク低減と処分場の安定化 → 処分場の廃止

(1) 雨水浸透防止対策(第1段階対策) ⇒ H19～H26年度

- ◎ 土中に雨水が浸透して廃棄物に接触させないよう表面水の迅速排除と、覆土の改善・管理を実施
- ◎ 高濃度ガスの滞留箇所には多機能性覆土を施工

当初計画 (H19～20) > 事業費306,996千円

- ① 雨水排水溝(町道側645m, 農道側161m, 場内339m)
- ② 覆土整形工(約7ha, うち多機能性覆土は0.7ha)
- ③ 1,114m) ④ 電気設備改修工(分電盤8面, 配電盤1面, 動力盤1面, 電気配線)

計画変更(追加対策) (H25～26) > 事業費23,059千円

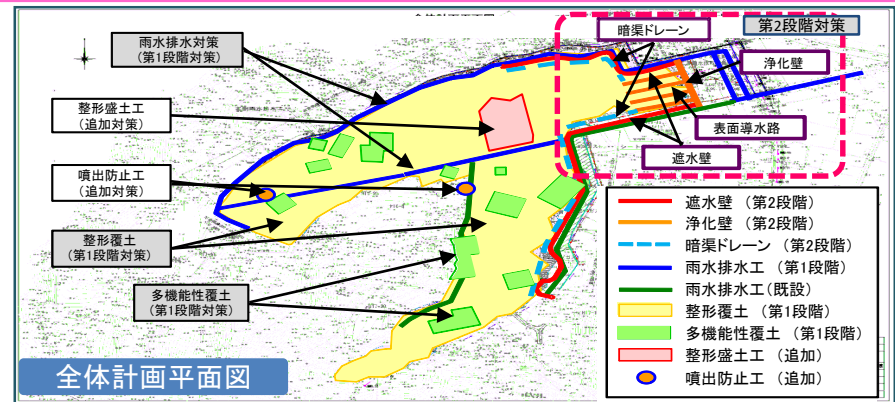
- ① 噴出防止工...ガス噴出事象が発生する2箇所にガス抜き管を設置
- ② 整形盛土工...地震で不等沈下した覆土を整形盛土し、適切な排水勾配を確保し雨水浸透を防止(0.4ha)

(2) モニタリング ⇒ H19～

- ◎ モニタリングの実施 → 工事期間中、効果確認、第2段階対策の必要性判断 > 事業費 283,079千円 (H19～28)
- ◎ 観測井戸設置工 (H26) > 事業費11,772千円
- * 場外周辺地下水への影響を面的に把握するため、下流側に観測井戸を増設

(3) 浸出水拡散防止対策(第2段階対策) < *実施せず >

- H29年3月「処分場の状況から第2段階対策は実施する必要はない」と判断し、実施計画は平成28年度で終了平成29年度以降、国の特措法の支援はなくなったが、県としては処分場が廃止されるまでの間は、その維持管理やモニタリングを継続して実施していく。仮に、場外周辺地下水が基準を超過するなど、生活環境保全上支障が生じるおそれが高いと判断される状況になった場合は、その防止措置を講じる。
- <第2段階対策> モニタリングの結果、場内保有水の汚染濃度が上昇し、かつ場外地下水の汚染物質検出濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれがある場合に、遮水壁及び透過性反応浄化壁を設置する。



竹の内産廃処分場隣接焼却施設等解体工事について

平成29年10月に、竹の内産廃処分場隣接地に残置されている焼却施設を調査した結果、老朽化や腐食が進行しており、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると考えられたため、関係2者に対して措置命令を发出したが、着手されなかった。そのため、平成30年7月に、県が行政代執行による措置を講ずることを決定し、焼却施設等の解体・撤去を行うこととした。令和元年9月下旬から、工事現場での作業が開始されており、年度内に工事を完了する予定である。(地元からは、以前より撤去の要望があったもの。)

竹の内産廃処分場における環境モニタリング結果の概要

1 平成 30 年度環境モニタリング結果の概要

調査内容		調査地点	調査回数	調査結果概要
(1) 処分場内部の状況	①地中温度	埋立区域内外の観測井戸 22 地点	年 4 回	埋立区域内と埋立区域外との温度差は最大 11.4℃(処分場内の最高温度は 26.4℃)
	②発生ガス	処分場内観測井戸 17 地点	月 1 回	全地点で1L/分以下だったが、一部観測井戸で変動がみられた
	③場内浸透水	処分場内の観測井戸 11 地点	年 4 回	基準値設定 30 項目中、 <u>6 項目が基準値を超過</u> (* 下記「2」を参照)
(2) 周辺生活環境への影響	①有害ガス・悪臭 (敷地境界等での硫化水素濃度測定)	敷地境界等 2 地点	通年 (30 秒毎に 24 時間連続)	両地点で管理目標値(0.02ppm)を満足
	②放流水	放流地点 1 地点	年 4 回	放流水基準の基準値に適合 (調査は 24 項目)
	③場外周辺地下水	処分場外の観測井戸 10 地点 (ダイオキシン類は 9 地点)	年 4 回 (ダイオキシン類は年 2 回)	基準値設定 13 項目中、 <u>2 項目が基準値を超過</u> (* 下記の「3」を参照)
	④バイオモニタリング調査	荒川上流側 荒川下流側 各 1 地点	年 4 回	上流・下流で AOD 値は 400% 以上 (4 倍以上に濃縮した河川水で、魚類を一定期間飼育しても生存が認められる場合を AOD 値 400% 以上と判断し、魚類の生息に支障がないものと考えられている。)

2 場内浸透水の水質調査結果(基準値を超過した 6 項目)

測定項目	単位	基準値	測定結果 (最大値)	基準超過地点数 ／調査地点数
①ひ素	mg/L	0.01 以下	0.019	2／11
②1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.19	2／11
③生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	20 以下	53	11／11
④ほう素	mg/L	1 以下	14	7／11
⑤ふっ素	mg/L	0.8 以下	2.7	9／11
⑥ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下	3.7	1／11

3 場外周辺地下水の水質調査結果(基準値を超過した 2 項目)

測定項目	単位	基準値	測定結果 (最大値)	基準超過地点数 ／調査地点数
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	20 以下	27	1／10
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下	1.1	1／9

処分場の航空写真
(平成25年11月6日撮影)

処分場

入口

荒川

焼却施設



平成29年6月1日撮影



埋立エリア



焼却施設エリア